

# 福岡県公報

平成二十年十一月十四日  
第二千八百九十七号  
増刊 ①

## 目次

規則(第六十号)

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(県営住宅課) …………… 一

## 規則

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十一月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十号

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県営住宅条例施行規則(平成九年福岡県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三十五号中「70㎡」を「65㎡」に、

「制度改正により、加算額は平成19年度を初年度として、毎年上昇します」を

「(裏面参照) 加算額の率は、収入区分及び収入超過者となつてからの期間に応じて定めら

れていきます。(裏面参照)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）